

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

☎1011739 平和・人権課 ☎(376)8311

「寄り添って 周囲でつむぐ 理解の輪」(令和6年度犯罪被害者等支援に関する標語 最優秀作品)



犯罪被害者やその家族は、ある日突然、幸福に生きる権利を奪われます。それは一部の特別な人に起こることではなく、誰にでも起こり得ることです。犯罪被害に遭われた方が再び安心して平

穏な生活を送るためには、周囲の人々の理解と支援が必要です。市は「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族を支援する相談窓口を開設しています。

まずはご相談ください

多摩市犯罪被害者相談窓口

相談先 平和・人権課(相談専用電話) ☎(338)6914
相談時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

東京都の相談窓口

●犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口

相談先 ☎03(3222)9050、☎042(506)1042(多摩支所)、☎03(3222)9053
相談日時 月・木・金曜日＝午前9時30分～午後5時30分、火・水曜日＝午前9時30分～午後7時(祝日・年末年始を除く)
備考(公社)被害者支援都民センター(東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)が対応します

●東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

相談先 全国共通無料ダイヤル ☎#8891(はやくワンストップ)、NTTひかり電話の場合＝☎0120(8891)77、性暴力救援ダイヤルNaNa(有料)☎03(5577)3899

子供・保護者専用性被害ホットライン

相談先 都内からかけるとき＝☎0120(333)891(無料)、都外からかけるとき＝☎03(6811)0850(有料)
相談時間 24時間365日対応
備考 NPO法人性暴力救援センター・東京(SARC東京)が対応します

●相談はとLINE@東京(東京都)

相談先 相談はとLINE@東京内の「性被害相談窓口」を選択
相談日時 月・水・金・土曜日＝午後4時～9時(受け付けは8時30分まで。祝日・年末年始を除く)

●警視庁の相談窓口

●警視庁犯罪被害者ホットライン

相談先 ☎03(3597)7830
相談時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

●性犯罪被害相談電話(全国統一)

相談先 ☎#8103
相談時間 24時間対応

展示「ミニ・生命のメッセージ展」in 多摩

犯罪や事故などによって、理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役



のアート展です。犠牲者一人一人の等身大の人型パネル、その足元に「生きた証」である靴、そして遺された家族の言葉などのメッセージを通じて、命の大切さを伝えます。

☎11月26日(火)～12月1日(日) 場 関戸公民館市民ロビー・ギャラリー ☎1015187

犯罪被害者週間パネル展

犯罪被害者の実情を伝えるパネルを展示します。

☎11月27日(水)～12月2日(月) 場 市役所1階ロビー ☎1015187



暴力は殴る・蹴るだけじゃない！心を傷つけることも暴力です

～毎年11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です～

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、DV(※)防止法)」では、暴力を「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としています。しかし「暴力＝殴る・蹴る」というイメージが強いことから、被害者自身が「殴られていないからDVではない」と思い込んでしまう場合もあります。

あなたがされている日常の行為もDVかもしれません。モヤモヤしたり、悩んでいたりするなら、まずは話してみませんか。

※DV＝ドメスティック・バイオレンス

身体的な暴力以外のDV

●精神的DV

大声で怒鳴る・無視をする・脅すなど、相手を精神的に傷つける行為

●経済的DV

生活費を渡さない・仕事を制限させるなど、金銭の自由を奪う行為

●性的DV

嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為

●社会的DV

スマホを取り上げる・交友関係を監視するなど、生活の自由を奪う行為

相談はTAMA女性センターなどの相談機関へ！

1人で悩まず、まずは気軽に専門機関にお話ください。

●TAMA女性センター

相談先 ☎(355)2110

●東京ウィメンズプラザ

相談先 ☎03(5467)1721

●DV相談+ (内閣府)

メールやチャットでの相談が可能です。

相談先 ☎0120(279)889・

🌐https://soudanplus.jp/



▲DV相談+

●東京都女性相談支援センター 多摩支所

相談先 ☎042(522)4232

●警察(夜間・緊急の場合)

相談先 ☎110

事業のご案内

●STOP! DV・児童虐待～みんなで考えよう、Wリボン～

子どもの見ている前でDVを行うこと(面前DV)は児童虐待にあたります。

11月は児童虐待防止推進月間でもあることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボン、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせ、一体的に啓発を行っています。

●パネル展示

☎11月24日(日)まで②11月25日(月)まで 場 ①京王聖蹟桜ヶ丘SC AB館7階連絡ブリッジ②市役所1階ロビー

●時計塔ライトアップ

聖蹟桜ヶ丘駅前ヴィータ・コミュニネの時計塔を2つのリボンの色にちなんでライトアップしています。

☎11月30日(土)まで



☎1003356 問 TAMA女性センター ☎(355)2110・🌐(339)0491